# 事務所コラム

2013年9月18日(水)

(本店) 〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 6-3-8 1F Email reiko@ebihara-tax.jp

税理士法人海老原税理士事務所 TEL 03-5612-1821 FAX 03-5612-1822

(支店) 〒062-0035 札幌市豊平区西岡 5条 14 丁目 13-11 Email info@mpc55.jp

横井税理士事務所

TEL 011-584-8855 FAX 011-584-8828

## 都市部相続税の乱の気

### 基礎控除引下げで相続税納税者急増予 測

平成 27 年から相続税の基礎控除が引上 げられることになりましたが、その改正理 由は相続税の課税割合が 4.2%では低すぎ る、ということでした。ここ 30 年くらいの 期間において最高だったのは昭和 62 年の 7.9%でした。基礎控除の引下水準は課税割 合 6%のころを照準としているようです。

今次の基礎控除引下げで課税割合は 8% に達するのではないかとの見方もあります。

#### 地域によるバラつき

直近公表の平成 23 年分相続税課税割合統計値を見ると、全国平均は4.1%ながら、各国税局は、札幌1.8%、仙台1.6%、関信越3.8%、金沢3.2%、名古屋5.9%、大阪4.5%、広島3.1%、高松3.0%、沖縄3.1%、(福岡・熊本国税局は公表なし)であるのに対して東京国税局は6.9%で、頭一つ抜き出ています。

#### 絶対数を踏まえた統計値

全国平均は死亡者数 1,253,066 人、申告数 51,409 件を表現したもので、うち東京国税局は死亡者数 237,716 人(全国比 19.0%)申告数 16,317 件(全国比 31.7%)です。

東京国税局管轄分についての相続税の課

税価格は39,910億円(全国比37.2%)、相続税額は5,772億円(全国比46.1%)です。

東京国税局管内の死亡者は全国の約2割、 相続税申告数の約3分の1、相続財産の4 割弱、相続税額の半分近くを占め、人と富 が集中していることを示しています。

#### 東京国税局管内と23区

東京国税局の管轄は東京都と神奈川県、 千葉県、山梨県で、東京都を 23 区内と 23 区外に分けてみると、申告件数、相続税の 課税価格、相続税額の比較は次の通りです。

申告数 課税価格 相続税額

23 区内 41.65% 44.29% 48.96%

23 区外 15.06% 15.89% 15.31%

神奈川 28.64% 27.14% 25.62%

千葉 12.82% 11.43% 9.46%

山梨 1.83% 1.24% 0.65%

東京国税局の徴収する相続税の約半分が 23 区内となっています。

#### 都市部では相続税の嵐となりそう

全国平均課税割合が8%にでもなったら、都市部の納税者数は3倍くらいに膨れそうです。千代田区22.61%、渋谷区19.37%、港区19.63%と東京23区内の課税割合の著しく高い地域では、申告しない方が少数派になりそうです。

相続になったけ ど、何をどうする の か さ っ ぱ